

食品衛生法施行細則及び香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第29号

食品衛生法施行細則及び香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
(食品衛生法施行細則の一部改正)

第1条 食品衛生法施行細則(昭和32年香川県規則第40号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書類の提出) 第2条 法、政令、<u>省令及び条例</u>の規定により提出する書類は、製造所、加工所又は営業所の所在地を所管する保健所長(以下「<u>保健所長</u>」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(検食の保存) 第3条 <u>条例別表第1の第1の第14号(1)(条例別表第1の2の第1の第11号(1)においてその規定による場合を含む。)</u>の規則で定める場合は、1日に調理し、かつ、提供した料理が30食未満である場合とする。</p> <p><u>(条例第3条第2項の規則で定める事項等)</u> 第3条の2 <u>条例第3条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 営業所の名称及び所在地</u> <u>(2) 危害分析・重要管理点方式による衛生管理の開始予定の年月日</u> <u>(3) 対象とする業種又は食品</u></p> <p><u>2 条例第3条第2項による届出には、その者が行おうとする危害分析・重要管理点方式による衛生管理の内容が分かる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(自動販売機を利用して行う営業等の特例) 第4条 略</p> <p>(営業許可証) 第6条 <u>保健所長</u>は、法第52条第1項の規定により許可をしたときは、営業許可証(第1号様式)を申請者に交付する。</p>	<p>(書類の提出) 第2条 法、政令<u>及び省令</u>の規定により提出する書類は、製造所、加工所又は営業所の所在地を所管する保健所長(以下「<u>所管保健所長</u>」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(検食の保存) 第3条 <u>条例別表第1の第1の第11号(1)</u>の規則で定める場合は、1日に調理し、かつ、提供した料理が30食未満である場合とする。</p> <p>(自動販売機を利用して行う営業等の特例) 第4条 略</p> <p>(営業許可証) 第6条 <u>所管保健所長</u>は、法第52条第1項の規定により許可をしたときは、営業許可証(第1号様式)を申請者に交付する。</p>

- 2 法第52条第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、省令第71条の規定による届出をする場合において、営業許可証に記載された事項に変更があったときは、当該届出に係る書類にその営業許可証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。
- 3 許可業者は、営業許可証を亡失し、又は汚損したときは、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、申請の理由が当該営業許可証の汚損であるときは、当該申請に係る書類に汚損した営業許可証を添えなければならない。
- 4 営業許可証の再交付を受けた後、亡失した営業許可証を発見したときは、速やかに、発見した営業許可証を保健所長に返納しなければならない。

（廃業、休業又は再開の届出）

- 第7条 条例第7条第1項の規定による届出は、廃業し、又は休業した日から10日以内に行わなければならない。
- 2 許可業者は、条例第7条第1項の規定による廃業に係る届出をするときは、当該届出に係る書類に営業許可証を添えなければならない。
 - 3 条例第7条第2項の規定による届出は、営業を再開した日から10日以内に行わなければならない。

（書類の様式）

第8条 略

(1)～(7) 略

(8) 条例第3条第2項の規定による届出に係る書類 危害分析・重要管理点方式による衛生管理開始届（第9号様式）

(9) 条例第3条第3項の規定による届出に係る書類 危害分析・重要管理点方式による衛生管理変更（廃止）届（第10号様式）

(10) 条例第7条第1項又は第2項の規定による届出に係る書類 廃業（休業、再開）届（第11号様式）

(11) 第6条第3項の規定による申請に係る書類 営業許可証再交付申請書（第12号様式）

- 2 法第52条第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、営業許可証を営業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。ただし、自動販売機を利用して行う営業については、この限りでない。
- 3 許可業者は、省令第71条の規定による届出をする場合において、営業許可証に記載された事項に変更があったときは、当該届出に係る書類にその営業許可証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。
- 4 許可業者は、営業許可証を亡失し、又は汚損したときは、所管保健所長に再交付を申請することができる。

（廃業、休業又は再開の届出）

- 第7条 許可業者は、廃業し、又は休業したときは、その日から10日以内に、その旨を所管保健所長に届け出なければならない。
- 2 許可業者は、前項の規定による廃業に係る届出をするときは、当該届出に係る書類に営業許可証を添えなければならない。
 - 3 第1項の規定による休業に係る届出をした許可業者は、営業を再開したときは、その日から10日以内に、その旨を所管保健所長に届け出なければならない。

（書類の様式）

第8条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 第6条第4項の規定による申請に係る書類 営業許可証再交付申請書（第9号様式）

別表第1 (第4条関係)

1 略

(1)～(6) 略

(7) 施設の衛生管理については、条例別表第1の第1の第2号(2)、(3)、(5)及び(6)によること。

(8) 食品取扱設備等の衛生管理については、条例別表第1の第1の第3号(1)、(3)、(4)、(6)及び(7)並びに条例別表第1の2の第1の第2号(2)によること。

(9) 廃棄物及び排水の取扱いについては、条例別表第1の第1の第6号(2)及び(3)によること。

(10) 食品衛生責任者の設置については、条例別表第1の第1の第7号によること。

(11) 食品等の取扱いについては、条例別表第1の2の第1の第7号(1)及び(3)によること。

(12) 管理運営要領の作成については、条例別表第1の第1の第11号(1)によること。

(13) 記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通実態等に応じて合理的な期間を設定すること。

(14) 回収・廃棄については、条例別表第1の第1の第13号によること。

(15) 情報の提供については、条例別表第1の第1の第15号によること。

(16) 従事者の衛生管理については、条例別表第1の第2の第1号から第3号まで、第5号及び第6号によること。

(17) 従事者に対する教育訓練については、条例別表第1の第3の第1号によること。

2 略

別表第2 (第4条関係)

1 略

(9) 第7条第1項又は第3項の規定による届出に係る書類 廃業(休業再開)届(第10号様式)

別表第1 (第4条関係)

1 公衆衛生上講ずべき措置の基準(冰雪製造業については、(1)、(2)及び(6)のみを適用する。)

(1)～(6) 略

(7) 条例別表第1の第1の第1号(2)、(3)、(5)及び(6)、第2号(1)及び(3)から(7)まで、第4号、第5号(1)及び(3)、第7号、第8号(2)、第9号、第10号並びに第12号、同表の第2の第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに同表の第3に掲げる基準に適合すること。

2 略

別表第2 (第4条関係)

1 公衆衛生上講ずべき措置の基準

(1)～(3) 略

(4) 施設の衛生管理については、条例別表第1の第1の第2号(2)から(4)までによること。

(5) 食品取扱設備等の衛生管理については、条例別表第1の第1の第3号(1)から(4)まで、(6)、(7)、(9)及び(10)並びに条例別表第1の2の第1の第2号(2)によること。

(6) 食品等の取扱いについては、条例別表第1の2の第1の第7号によること。

(7) 記録の作成及び保存については、条例別表第1の第1の第12号(1)によること。また、記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通実態等に応じて合理的な期間を設定すること。

(8) 別表第1の第1号(9)、(10)、(12)及び(14)から(17)までによること。

2 略

別表第3 (第4条関係)

1 略

(1)～(9) 略

(10) 施設の衛生管理については、条例別表第1の第1の第2号(2)及び(4)によること。

(11) 食品取扱設備等の衛生管理については、条例別表第1の第1の第3号(3)、(4)、(6)、(7)及び(10)並びに条例別表第1の2の第1の第2号(2)によること。

(12) 食品等の取扱いについては、条例別表第1の2の第1の第7号(1)から(4)までによること。

(13) 従事者の衛生管理については、条例別表第1の第2の第1号、第2号及び第6号によること。

(14) 別表第1の第1号(9)、(10)、(12)、(14)、(15)及び(17)並びに別表第2の第1号(7)によること。

2 略

(1)～(3) 略

(4) 条例別表第1の第1の第1号(2)から(4)まで、第2号(1)から(7)まで、(9)及び(10)、第4号、第5号、第7号、第8号(1)及び(2)、第9号、第10号並びに第12号、同表の第2の第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに同表の第3に掲げる基準に適合すること。

2 略

別表第3 (第4条関係)

1 公衆衛生上講ずべき措置の基準

(1)～(9) 略

(10) 条例別表第1の第1の第1号(2)及び(4)、第2号(3)から(7)まで及び(10)、第4号、第5号(1)から(4)まで、第7号、第8号(1)及び(2)、第9号、第10号並びに第12号、同表の第2の第1号、第2号及び第6号並びに同表の第3に掲げる基準に適合すること。

2 略

別表第4（第4条関係）

1 略

(1) 略

(2) 施設の衛生管理については、条例別表第1の第1の第2号(2)から(7)までによること。

(3) 食品取扱設備等の衛生管理については、条例別表第1の第1の第3号(1)から(4)まで及び(6)から(10)まで並びに条例別表第1の第1の第2号(2)によること。

(4) 使用水の管理については、条例別表第1の第1の第4号によること。

(5) ねずみ及び昆虫対策については、条例別表第1の第1の第5号(1)によること。

(6) 検食の保存については、条例別表第1の第1の第14号(1)によること。また、当該検食を保存する場合は、製品の配送先、配送時刻及び配送量を記録するよう努めること。

(7) 従事者の衛生管理については、条例別表第1の第2によること。

(8) 別表第1の第1号(9)、(10)、(12)、(14)、(15)及び(17)並びに別表第2の第1号(6)及び(7)によること。

2 略

別表第4（第4条関係）

1 公衆衛生上講ずべき措置の基準

(1) 略

(2) 条例別表第1の第1の第1号(2)から(7)まで、第2号(1)から(10)まで、第3号(1)、第4号から第7号まで、第8号(1)及び(2)並びに第9号から第12号まで、同表の第2並びに同表の第3に掲げる基準に適合すること。

2 略

第4号様式 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

営業許可(継続許可)申請書

香川県 保健所長 殿 年 月 日

申請者 郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

〔法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

生年月日

年 月 日

食品衛生法第52条第1項の許可を受けたいので、申請します。

営業所所在地	郵便番号	電話番号
(ふりがな) 営業所の名称、屋号又は商号		
営業設備の概要 (許可申請の場合)	別紙のとおり	
許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
1		
2		
3		
4		
5		
申請者の 欠格事項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して 刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受 けることがなくなった日から起算して2年を経過 していないこと。	有 ・ 無
	(2) 食品衛生法第55条第1項又は第56条の規定に より許可を取り消され、その取消しの日から起算 して2年を経過していないこと。	有 ・ 無

注1 所定の欄に記入することができないときは、別紙に記入の上、これを添付してく
ださい。

2 許可番号及び許可年月日の欄には、継続許可申請の場合のみ現に受けている許可
の番号及び許可年月日を記入してください。

3 申請者の欠格事項の欄には、申請者(法人にあつては、その業務を行う役員を含
む。)に欠格事項に該当する事実があるときは、その内容を記入してください。

4 次の書類を添付してください。

(1) 許可申請の場合

ア 営業設備の構造を記載した図面

イ 法人にあつては、法人であることを証する書類

ウ 水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査の結果を記載した書類

(2) 継続許可申請の場合

ア 水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査の結果を記載した書類

第4号様式 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

営業許可(継続許可)申請書

香川県 保健所長 殿 年 月 日

申請者 郵便番号

住 所

※

(ふりがな)

氏 名

〔法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

生年月日

年 月 日

食品衛生法第52条第1項の許可を受けたいので、申請します。

営業所所在地	郵便番号	電話番号
(ふりがな) 営業所の名称、屋号又は商号		
営業設備の概要 (許可申請の場合)	別紙のとおり	
許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
1		
2		
3		
4		
5		
申請者の 欠格事項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して 刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受 けることがなくなった日から起算して2年を経過 していないこと。	有 ・ 無
	(2) 食品衛生法第55条第1項又は第56条の規定に より許可を取り消され、その取消しの日から起算 して2年を経過していないこと。	有 ・ 無

注1 ※の欄には、記入しないでください。

2 所定の欄に記入することができないときは、別紙に記入の上、これを添付してく
ださい。

3 許可番号及び許可年月日の欄には、継続許可申請の場合のみ現に受けている許可
の番号及び許可年月日を記入してください。

4 申請者の欠格事項の欄には、申請者(法人にあつては、その業務を行う役員を含
む。)に欠格事項に該当する事実があるときは、その内容を記入してください。

5 次の書類を添付してください。

(1) 許可申請の場合

ア 営業設備の構造を記載した図面

イ 法人にあつては、法人であることを証する書類

ウ 水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査の結果を記載した書類

(2) 継続許可申請の場合

ア 水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査の結果を記載した書類

第8号様式（第8条関係）
略

第9号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

危害分析・重要管理点方式による衛生管理開始届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行うので、食品衛生法施行
条例第3条第2項の規定により届け出ます。

営業所所在地	電話番号
（ふりがな） 営業所の名称、屋号又は商号	
危害分析・重要管理点方式による衛生管理の開始予定年月日	年 月 日
対象とする業種又は食品	（許可番号： 許可年月日： ）
備考	

注 危害分析・重要管理点方式による衛生管理の内容が分かる書類を添付してください。

第8号様式（第8条関係）
略

第10号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

危害分析・重要管理点方式による衛生管理変更（廃止）届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり 届出事項に変更があつた
危害分析・重要管理点方式による衛生管理を廃止する ので、

食品衛生法施行条例第3条第3項の規定により届け出ます。

営業所所在地	電話番号
（ふりがな） 営業所の名称、屋号又は商号	
変更（廃止予定）年月日	年 月 日
変更の内容	変更事項
	変更前
	変更後
備考	

- 注1 危害分析・重要管理点方式による衛生管理の内容に変更がある場合は、その変更の内容が分かる書類を添付してください。
- 2 変更（廃止予定）年月日の欄には、届出事項に変更があつた日又は危害分析・重要管理点方式による衛生管理を用いずに衛生管理を行おうとする日を記入してください。
- 3 許可営業者については、「営業所所在地」又は「営業所の名称、屋号又は商号」のみの変更である場合には、営業許可申請事項変更届（第8号様式）により届出を行ってください（この届出の必要はありません。）。

第11号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

廃業（休業、再開）届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり廃業（休業、再開）したので、食品衛生法施行条例第7条第1項（第7条第2項）の規定により届け出ます。

営業所所在地			
営業所の名称、屋号又は商号			
許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
1	第 号 年 月 日		
2	第 号 年 月 日		
3	第 号 年 月 日		
4	第 号 年 月 日		
5	第 号 年 月 日		
届出区分	届 出 事 項		
廃業	廃業年月日	年 月 日	
休業	休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
再開	再開年月日	年 月 日	

注 廃業届には、営業許可証を添付してください。

第12号様式 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

営業許可証再交付申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

営業許可証の再交付を受けたいので、食品衛生法施行細則第6条第3項の規定により申請します。

営業所所在地	
営業所の名称、屋号又は商号	
営業の種類	
許可番号及び許可年月日	
申請理由	

注 営業許可証を汚損した場合は、その汚損した営業許可証を添付してください。

第9号様式 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

営業許可証再交付申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

営業許可証の再交付を受けたいので、食品衛生法施行細則第6条第4項の規定により申請します。

営業所所在地	
営業所の名称、屋号又は商号	
営業の種類	

注 営業許可証を汚損した場合は、その汚損した営業許可証を添付してください。

第10号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

廃業（休業、再開）届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり廃業（休業、再開）したので、食品衛生法施行細則第7条第1項（第7条第3項）の規定により届け出ます。

営業所所在地			
営業所の名称、屋号又は商号			
許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
1	第 号 年 月 日		
2	第 号 年 月 日		
3	第 号 年 月 日		
4	第 号 年 月 日		
5	第 号 年 月 日		
届出区分	届 出 事 項		
廃 業	廃業年月日	年 月 日	
休 業	休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
再 開	再開年月日	年 月 日	

注 廃業届には、営業許可証を添付してください。

(香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第2条 香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年香川県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2(第3条、第4条関係)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>食品衛生法施行条例(平成12年香川県条例第1号)別表第1の第1の第4号(2)(同条例別表第1の2の第1の第3号(1)及び食品衛生法施行細則(昭和32年香川県規則第40号)別表第4の第1号(4)においてその規定による場合を含む。)</u></p> <p>6～9 略</p> <p>別表第4(第4条関係)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>食品衛生法施行条例別表第1の第1の第3号(11)(同条例別表第1の2の第1の第2号(1)においてその規定による場合を含む。)、同条例別表第1の第1の第5号(2)、第10号(3)及び第12号(1)(同条例別表第1の2の第1の第9号(1)においてその規定による場合を含む。)、同条例別表第1の第1の第12号(2)(同条例別表第1の第1の第3号(5)及び第4号(5)に係るものを含み、同条例別表第1の2の第1の第9号(1)においてその規定による場合を含む。)</u>並びに同条例別表第1の第1の第14号(2)並びに同条例別表第1の2の第1の第4号(2)及び第9号(2)(食品衛生法施行細則別表第1から別表第4までの規定においてこの5に掲げる規定による場合を含む。)</p> <p>6・7 略</p>	<p>別表第2(第3条、第4条関係)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 食品衛生法施行条例(平成12年香川県条例第1号)別表第1の第1の第6号(2)</p> <p>6～9 略</p> <p>別表第4(第4条関係)</p> <p>1～4 略</p> <p>5 食品衛生法施行条例別表第1の第1の第2号(11)、第3号(2)並びに第8号(1)及び(3)</p> <p>6・7 略</p>

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。